

勤労市民ニュース

令和元年(2019年) 9月30日 No.110
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電話 0467-23-3000 内線 2402
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

令和元年度の神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

神奈川県最低賃金

1,011 円

効力発生日：令和元年 10月 1日

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

28 円 引上げ！

10月20日(日)

午前 10時 30分～
午後 1時 30分

第41回

技能祭

小雨決行

鎌倉市役所駐車場



鎌倉市の職人さんによるお祭りです！
技能職組合による実演・体験・展示・即売・相談会など。
シールを集めると豪華賞品が当たる富くじ風抽選会等に参加できます！
植木リトウル・エコー・アンサンブルも特別出演♪♪

☆☆☆是非、ご来場ください！☆☆☆

湘南地域産業保健センター

藤沢市藤沢 976-2 秀明ビル 402号

TEL&FAX： 0466-27-6238

対象地区：鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・高座郡

産業保健サービスを無料で
受けられます！

利用対象

労働者数 50人未満の小規模の事業者
小規模事業場で働く人

主な内容

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 個別訪問による産業保健指導の実施

事業主、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月 1 日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

改正のポイント

1 不合理な待遇差が禁止されます

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

2 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱が禁止されます。

3 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さまへ

神奈川県労働局雇用環境・均等部内にパートタイム・有期雇用労働法の特別相談窓口を設置しました。

例えば、以下のようなご相談に対応しております。

- 同じ会社内で正社員とパートタイム労働者や有期雇用労働者とで待遇の差がある。
- 正社員との待遇格差について会社に説明を求めても対応してくれない、など。

問合せ先

神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 13階 TEL: 045-211-7380

開設時間 午前8:30から午後5:15(土日祝日、年末年始を除く)

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、
厚生労働省ホームページ(同一労働同一賃金特集ページ)もご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000144972.html>



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

～女性活躍推進法が改正されました～

※改正法は令和元年6月5日に公布

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ(施行:公布後3年以内の政令で定める日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ(施行:公布後1年以内の政令で定める日)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ①職業生活に関する機会の提供に関する実績、
 - ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- の各区分から1項目以上公表する必要があります。

女性活躍に関する取組が特に優秀な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))を創設します(施行:公布後1年以内の政令で定める日)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定を創設します。なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～セクシャルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

施行時期 ※改正法は令和元年6月5日に公布
公布後1年以内の政令で定める日

※中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ①優越的な上下関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワーハラに当たりません

改正ポイント2

セクシャルハラスメント等 防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、
労働施策総合推進法の改正～

- ①セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されます。
- ②事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取り扱いを行うことが禁止されます。
- ③事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます。
- ④調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大されます。

鎌倉の企業就職面接会 を開催します！

参加企業数 10社予定

主催：鎌倉市・ハロワーク藤沢

日時：11月20日(水)13:00~15:30 (受付時間 12:30~15:00)

場所：鎌倉芸術館1階 ギャラリー1 鎌倉市大船6-1-2

対象：お仕事を探している方

●令和2年3月に大学等を卒業予定の方を含む ●令和2年3月に中学・高校を卒業予定の方は除く
持ち物：履歴書(複数枚ご用意ください。コピー可)、ハロワークに登録済みの方はハロワークカード

予約不要・入場無料・入退場自由 複数の企業と面接をすることができます！
問合せ先 鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853 (直通)

労働動態調査

市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年10月1日現在で、「労働動態調査」を実施しています。無作為に抽出した1,000事業所を対象に11月中旬に調査票を発送し、記入・返送をお願いしています。回答いただきました内容は調査目的以外には使用いたしません。

なお昨年度の調査結果は「鎌倉市の労働事情 平成30年度」として、支所等に配架をすると共に市のホームページにも掲載しています。

職場の困りごと相談会

職場で困ったことは起きていませんか。鎌倉市では、神奈川県かながわ労働センターと共催で、職場の困りごと相談会を行います。退職、解雇、賃金、労働時間等の労働条件についての相談や労働手帳などの資料の配布も行います。

日時：11月1日(金)10:00~16:00

場所：鎌倉市役所1階ロビー 相談員：かながわ労働センター職員
問合せ先 鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853 (直通)

技能者表彰

伝統の技を受け継ぎ、さらに技能を練磨して活躍する傍ら、後継者の育成にも力を注ぐ現代の匠が、鎌倉には数多くいます。市では、毎年、市民生活の向上に貢献してきた技能者の功労をたたえて、表彰しています。今年も11月23日(土・祝)に鎌倉市議会議場で表彰式を行います。

技能功労者 対象は、60歳以上で30年以上の経験を持ち、他の技能職者の模範として認められ、指導的立場にある人です。

優秀技能者 対象は、30歳以上56歳未満で15年以上の経験を持ち、後進の模範となる人です。

青年優秀技能者 対象は、30歳未満で7年以上の経験を持ち、将来を嘱望されている人です。